

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 22 日から 47 年 3 月 29 日まで

私は申立期間についてA社に勤務していたが、年金事務所に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、昭和 47 年 3 月に事業所を退職した後すぐに郷里のBに戻っており、脱退手当金の支給日とされている同年 5 月 23 日には事業所のあったC（県外）にはいないほか、郷里のBに戻った後に支給を受けるための手続をした記憶や形跡が一切無いことから、申立期間を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及び当時の脱退手当金裁定請求書によれば、当該請求書は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 47 年 3 月 29 日から約 1 か月後の同年 5 月 2 日に提出され、申立人は同年同月 23 日に脱退手当金を支給されたこととなっている。

しかし、申立人は「A社へは集団就職で、当初から定時制学校を卒業するまでの4年間の勤務という約束であったため、卒業後直ちに同社を退社し郷里のBに戻った。」と主張しているところ、申立人が昭和 47 年 3 月 22 日にD港（県外）を出発しE港へ向かった船舶に乗船していることが、当該船舶の旅客名簿により確認できる上、申立人に係る戸籍の附票により、申立人が同年 3 月 24 日にBに住所を移転していることが確認できる。これらのことから、申立人は同年 3 月下旬にBに帰郷していたものと推認でき、申立人が自ら脱退手当金の支払を請求したとは考え難い。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書における請求者の住所は、申立人が在職していた当時の事業所所在地が記載されているが、申立人は前述のとおり、脱退手当金の請求当時既に郷里のBに転居していたと考えられ、申立人が在職当時の事業所所在地を記載するとは考え難く、不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、オンライン記録によれば、申立人と同様に昭和47年5月23日に脱退手当金を受給したとされている同僚5人のうち、聴取が可能であった3人は「脱退手当金を受給した記憶は無い。」と述べているほか、申立期間当時に申立人が居住していた社員寮の寮母は「当時申立人とその同僚に対して『郷里のBは本土復帰直前であり、すぐに同じ年金制度になるであろうし、あなた方はまだ年齢も若く今後再就職することもあるだろうから脱退手当金は受給しない方がよい。』と助言した。」と証言していることから、申立人を含むこれらの同僚が事業主に代理請求を依頼したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 22 日から 47 年 3 月 29 日まで

私は申立期間についてA社に勤務していたが、年金事務所に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、昭和 47 年 3 月に事業所を退職した後すぐに郷里のBに戻っており、脱退手当金の支給日とされている同年 5 月 23 日には事業所のあったC（県外）にはいないほか、郷里のBに戻った後に支給を受けるための手続をした記憶や形跡が一切無いことから、申立期間を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及び当時の脱退手当金裁定請求書によれば、当該請求書は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 47 年 3 月 29 日から約 1 か月後の同年 5 月 2 日に提出され、申立人は同年同月 23 日に脱退手当金を支給されたこととなっている。

しかし、申立人は「A社へは集団就職で、当初から定時制学校を卒業するまでの4年間の勤務という約束であったため、卒業後直ちに同社を退社し郷里のBに戻った。」と主張しているところ、申立人が47年3月22日にD港(県外)を出発しE港へ向かった船舶に乗船していることが、当該船舶の旅客名簿により確認できる上、申立人に係る戸籍の附票により、申立人が同年3月24日にBに住所を移転していることが確認できる。これらのことから、申立人は同年3月下旬にBに帰郷していたものと推認でき、申立人が自ら脱退手当金の支払を請求したとは考え難い。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書における請求者の住所は、申立人が在職していた当時の事業所所在地が記載されているが、申立人は前述のとおり、脱退手当金の請求当時既に郷里のBに転居していたと考えられ、申立人が在職当時の事業所所在地を記載するとは考え難く、不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、オンライン記録によれば、申立人と同様に昭和47年5月23日に脱退手当金を受給したとされている同僚5人のうち、聴取が可能であった3人は「脱退手当金を受給した記憶は無い。」と述べているほか、申立期間当時に申立人が居住していた社員寮の寮母は「当時申立人とその同僚に対して『郷里のBは本土復帰直前であり、すぐに同じ年金制度になるであろうし、あなた方はまだ年齢も若く今後再就職することもあるだろうから脱退手当金は受給しない方がよい。』と助言した。」と証言していることから、申立人を含むこれらの同僚が事業主に代理請求を依頼したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 22 日から 47 年 3 月 29 日まで

私は申立期間についてA社に勤務していたが、年金事務所に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、昭和 47 年 3 月に事業所を退職した後すぐに郷里のBに戻っており、脱退手当金の支給日とされている同年 5 月 23 日には事業所のあったC（県外）にはいないほか、郷里のBに戻った後に支給を受けるための手続をした記憶や形跡が一切無いことから、申立期間を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及び当時の脱退手当金裁定請求書によれば、当該請求書は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 47 年 3 月 29 日から約 1 か月後の同年 5 月 2 日に提出され、申立人は同年同月 23 日に脱退手当金を支給されたこととなっている。

しかし、申立人は「A社へは集団就職で、当初から定時制学校を卒業するまでの4年間の勤務という約束であったため、卒業後直ちに同社を退社し郷里のBに戻った。」と主張しているところ、申立人が47年3月22日にD港(県外)を出発しE港へ向かった船舶に乗船していることが、当該船舶の旅客名簿により確認できる上、申立人に係る戸籍の附票により、申立人が同年3月22日にBに住所を移転していることが確認できる。これらのことから、申立人は同年3月下旬にBに帰郷していたものと推認でき、申立人が自ら脱退手当金の支払を請求したとは考え難い。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書における請求者の住所は、申立人が在職していた当時の事業所所在地が記載されているが、申立人は前述のとおり、脱退手当金の請求当時既に郷里のBに転居していたと考えられ、申立人が在職当時の事業所所在地を記載するとは考え難く、不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、オンライン記録によれば、申立人と同様に昭和47年5月23日に脱退手当金を受給したとされている同僚5人のうち、聴取が可能であった3人は「脱退手当金を受給した記憶は無い。」と述べているほか、申立期間当時に申立人が居住していた社員寮の寮母は「当時申立人とその同僚に対して『郷里のBは本土復帰直前であり、すぐに同じ年金制度になるであろうし、あなた方はまだ年齢も若く今後再就職することもあるだろうから脱退手当金は受給しない方がよい。』と助言した。」と証言していることから、申立人を含むこれらの同僚が事業主に代理請求を依頼したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA事業所において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月30日まで

私は、申立期間にA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、私は、同級生二人と一緒に同事業所に入社し、終戦に伴い工場が閉鎖され退職した時も3人一緒に郷里に帰ってきた。同僚でもあった同級生は厚生年金保険に加入しているので、私も申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の詳細な記憶及び同僚の証言並びに健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人は申立期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿によれば、女子労働者に厚生年金保険制度が適用された昭和19年10月1日にA事業所において健康保険に加入している女性従業員337名のうち、申立人を除く全員に厚生年金保険の被保険者記号番号が付番されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名、健康保険記号番号及び資格取得年月日の記録は、横線が引かれていることが確認できるところ、同線上に「×」印が記載されていること及び被保険者資格を喪失した日が「20.9.30」と記載されていることが確認できるなど、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人は、「私たち同級生3人は、それまで働いていた紡績工場と一緒に辞めてA事業所で旋盤の仕事に就いた。終戦に伴い工場が閉鎖され退職した時も、3人一緒に郷里に戻ってきた。」と証言しており、オンライン記録によれば、当該同僚二人について申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA事業所において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保健法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和62年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、61年11月から62年1月までは13万4,000円、同年2月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月16日から62年3月1日まで

私はA社に昭和60年4月から平成3年2月まで継続して勤務していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社本社において昭和61年11月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同社B支店が62年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となった同日に同社同支店において被保険者資格を取得するまでの間、厚生年金保険被保険者の記録が無い。

しかしながら、申立人が所持する申立期間に係る給与支給明細書により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書から、昭和61年11月から62年1月までは13万4,000円、同年2月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立てに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格は

昭和 61 年 11 月 16 日に喪失となっているにもかかわらず、健康保険証の返納が 62 年 2 月 24 日になされており、申立人に係る資格喪失届が遡った日付で提出されたことが確認でき、かつ、A 社 B 支店が適用事業所となった同年 3 月 1 日に、それまで同社本社に加入記録のあった申立人を含む 52 人が同社同支店において被保険者資格を取得しているにもかかわらず、当該 52 人の被保険者資格の喪失手続については、同社本社において、61 年 10 月 16 日から 62 年 3 月 1 日までの間に、計 5 回に分けて行っていることが確認できる。

以上のことから、事業主が昭和 61 年 11 月 16 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、同年 11 月から 62 年 2 月までの厚生年金保険料について、納入の告知は行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に平成8年10月31日に退職するまで継続して勤務していたが、日本年金機構の年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人は平成8年10月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管する申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録及びオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成8年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

沖縄国民年金 事案 292

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から55年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、昭和54年頃、当時の私の夫が夫婦二人分を特例納付したと聞いており、夫は納付済みになっていると聞いているので、私の保険料の納付記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の元夫も申立期間の保険料は未納となっている。

また、オンライン記録により、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時期は、昭和55年7月以降に払い出されたものと推認できるところ、申立期間に係る国民年金法附則第4条に基づく特例納付保険料の納付期限は同年6月末であったことから、当該手帳記号番号が払い出される前に、特例納付保険料を納付できたとは、制度上考え難い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 293

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年3月まで
昭和48年頃に私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、学生であった3年間の国民年金保険料を納付していたことを母親から聞いた記憶があるので、申立期間の私の保険料の納付記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間後に転入した現在のA県で、昭和61年4月以降に払い出されたものと推認でき、当該手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親の記憶は曖昧である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 294

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年12月まで
私は、申立期間の国民年金保険料については、区役所から送付されてきた納付書で、郵便局や金融機関の窓口で納付した記憶があるので、申立期間の保険料の納付記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年1月に払い出されたものと推認でき、当該払出し時点において、申立期間のうち、昭和56年7月から61年9月までは、時効になっている上、申立人に係るオンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の昭和62年1月から同年3月分の国民年金保険料を平成元年3月に過年度納付していることが確認できるところ、同年2月時点で、申立期間のうち61年10月から12月までも時効になっていることから、申立人が納付を開始したと考えられる平成元年3月の時点で、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 295

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私は、父親が私の国民年金の加入手続及び申立期間の申請免除の手続を行ったと聞いており、一緒に申請免除の手続を行った両親の当該期間は免除となっているにも関わらず、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月以降に払い出されていることが推認でき、申立期間については、申立人が国民年金に加入する前の期間であることから、制度上、免除申請を行うことができない。

また、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和14年10月から16年8月27日まで
私がA社で勤務していた時期の船員保険の記録について、年金事務所からの回答によれば2か月であるとのことだが、私の記憶では2年ぐらい勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は船員手帳を処分したと述べており、A社での申立期間における雇入・雇止記録は確認できない上、同社において、申立人に係る人事就労記録等は保管されていないことから、申立期間に係る勤務実態を確認することはできない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立期間における船員保険被保険者記録は確認できない上、申立期間のうち昭和14年10月から15年5月までは船員保険法が施行(昭和15年6月1日)される前の期間である。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、船員保険被保険者の資格を取得した日は昭和16年8月28日、資格を喪失した日は同年10月13日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。また、申立人の代理人を通じて、申立人へ聞き取りを行ったところ、申立人は、「申立期間当時、B丸には2か月ぐらいしか乗っていなかった。」と述べている上、A社が所有する船舶「B丸」以外の船舶に乗船していたことがないか等について聞き取りをしたものの、申立人は、「B丸以外の船に乗ったことはない。」と述べている。

このほか、申立期間に係る船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 7 月に A 社に就職した。47 年 5 月下旬頃に、B に新しく設立された合弁会社である同社本社へ転勤し、経理課長として勤務することになった。最近になって申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。これは手続上のミスだと思われるので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において A 社本社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 社本社は昭和 47 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社を継承する C 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人に係る「厚生年金保険被保険者台帳の記号」の欄に「47/6/1」のメモ書きが記載されていることが確認できる。同日は申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格喪失年月日と一致している上、同欄に日付の記載がある他の複数の被保険者も当該日付と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の A 社 D 支店の総務課長は、「申立人が B に転勤になってからは、申立期間の給与は本社から支給されていたので、D 支店では厚生年金保険料は控除されていなかったはずだ。」と述べており、申立人自身も、「昭和 47 年 5 月の下旬頃に B に異動し、同年 6 月及び同年 7 月の給料は本社からもらった。」と述べている。

加えて、オンライン記録によれば、A 社本社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 21 人のうち、他の関連会社から同社本社に転勤（出向）してきた者 10 人は、同社本社

において資格取得する直前の1か月は未加入期間となっていることが確認できる上、申立期間当時、同社本社に勤務していた同僚7人から聴取を行ったが、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。